労政555 メールマガジン No. 114 (2024.3.29)

【目次】

- 1 〔募集〕(最終案内) 令和 6 年度働き方改革セミナー 「働き方改革・業務効率化を目指す DX 講座」 参加者募集【高山市】
- 2 〔募集〕人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内【厚生労働省】
- 3 〔募集〕時間外労働の上限規制について【厚生労働省】

1 〔募集〕(最終案内)令和6年度働き方改革セミナー

れまでの業務を見直すきっかけにぜひ参加をしてみませんか?

「働き方改革・業務効率化を目指す DX 講座」 参加者募集【高山市】

今話題の生成 AI の基礎を学び、今後の業務に活かしてみませんか?DX 初心者の方でも参加OKです。こ

■参加対象: 市内事業所にお勤めの方

■費用:無料

■内容:働き方改革・業務効率化を目的とし今話題の生成 AI の知識を学ぶ講座

■講師: Green Tea 合同会社 代表 小野澤 礼央氏

■日時:令和6年4月22日(月) 13:30~15:30

■場所:高山市役所地下1階 大会議室

■持ち物: wifi がつながるノートパソコン(お持ちでない方はタブレットも可)

■申込:以下の URL からお申し込みください。※セミナー内容検討のため申込みフォーム内のアンケートにご協力お願いいたします。

https://logoform.jp/form/kHVi/520140

■参考 HP: https://www.city.takayama.lg.jp/events/1000045/1018538.html

■問合せ先:高山市 雇用・産業創出課

電話:0577-35-3182

2 〔募集〕人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内【厚生労働省】

ことで、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた事業主に助成を行う助成金です。2024 年 4 月 1 日から施行される制度改正により、さらに活用しやすくなる予定です。改正のポイントは以下のとおりです。

■拡充内容

①助成対象事業主の拡大

テレワークを新規に導入する事業主に加えて、テレワークの実施を拡大する事業主についても助成対象となる予定です。

②助成対象となる取り組みの拡充

助成対象となる取り組みとして、以下が追加される予定です。

- ・仮想オフィスの導入・運用
- ・クラウドを用いたコミュニケーションツールの導入・運用
- ・ペーパーレス化ツールの導入・運用
- ③機器等導入助成における助成率の拡大

助成率が30%(最大65%)から50%(最大75%)に引き上げられる予定です。 テレワークの導入・定着促進に向けて、人材確保等支援助成金(テレワークコース)の活用をご検討ください。

■ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html ※改正後の要領・様式等は4月1日以降に掲載予定です。

3 〔募集〕時間外労働の上限規制について【厚生労働省】

2024 年 4 月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシーのドライバーの方にも時間外労働の上限規制が適用されます。

こうした方々の働き方が変わっていくためには、建設業で働く方やドライバーにお仕事を依頼する私たち の暮らしも変わっていかなければなりません。

厚生労働省では、建設業で働く皆さまやトラック・バス・タクシードライバーの労働環境を改善するため、 これらの業界が抱える課題や、皆さまにご協力いただきたいことを、「くらし、はたらき、ともにススメ」 というかけ声とともに、広くお伝えしていく活動を行っています。

その活動の一環として、国土交通省と連携の上、俳優の小芝風花さんを起用した PR 動画「はたらきかたススメ」シリーズを作成し、さまざまな媒体で発信しています。

■PR 動画:はたらきかたススメシリーズ

ショート版(30 秒) https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY

ロング版(3 分 20 秒)https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU トラック編(4 分 15 秒)https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDIfCSUA バス編(4 分)https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM 建設業編(2 分 40 秒)https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s

■ホームページ

適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたススメ https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/

【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】 配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、 rousei555@city.takayama.lg.jp あてにメールでご連絡ください。

○配信停止の場合

タイトル:【配信停止】

本 文: 事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル: 【メールアドレス変更】

本 文: 事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス

高山市 商工労働部 雇用・産業創出課内

高山市雇用促進協議会事務局

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

TEL: 0577-35-3182 (直通)

FAX: 0577-35-3167

E-mail: rousei555@city.takayama.lg.jp

//_/_/_/_/